

2022年施行

健康保険法改正に伴う制度変更のご案内

いつも健康保険手続業務にご協力いただきありがとうございます。

「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」により健康保険法・健康保険法施行令等が改正されましたので、主な内容をご案内いたします。

記

2022年1月より

1. 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から1年6か月までですが、この1年6か月の数え方が変わります。

| | |
|------------|---|
| 傷病手当金 | 同一傷病の場合、支給開始日から起算して1年6か月経過した時点で支給終了でしたが、支給期間中に途中で出勤し傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して 1年6か月を超えても通算して1年6か月まで繰り越して支給が可能 となります。 |
| 傷病手当金付加金 | 傷病手当金と同様 に取り扱います。 |
| 延長傷病手当金付加金 | 従来の制度から変更ありません。 傷病手当金・付加金の支給開始日から起算して3年を経過した時点で、支給終了となります。 |

2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象となります。

2. 任意継続被保険者制度の見直し

退職後に最長2年間加入できる「任意継続被保険者」は、脱退する際、今まで任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者の申請により脱退できるようになります。

<脱退できる条件>

- 1) 資格取得から2年間経過したとき
- 2) 被保険者が死亡したとき
- 3) 保険料を納付期日までに納めなかったとき
- 4) 再就職などで他健保の被保険者になったとき
- 5) 75歳になったとき
- 6) 【追加】 任意継続を脱退したいと申し出たとき**

3. 出産育児一時金の変更

産科医療補償制度掛金と出産育児一時金の額が変更になります。

なお、**総額は 420,000 円のまま変更ありません。**

| | 変更前 | 変更後 |
|----------|-----------|-----------|
| 産科医療補償制度 | 16,000 円 | 12,000 円 |
| 出産育児一時金 | 404,000 円 | 408,000 円 |
| 総 額 | 420,000 円 | 420,000 円 |

2022年10月より

1. 育児休業中の保険料免除要件の見直し

今までは「月末時点で育児休業を取得している場合」のみが免除の対象でしたが、**これに加え「育児休業を開始した月と終了した月が同月であっても育児休業期間が 14 日以上」**であれば免除の対象になります。

また**賞与保険料については、1 か月を超える育児休業を取得している場合に限り**、免除の対象となります。

2. 被用者保険の適用拡大

短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。改定前との変更点は次のとおりです。

| | 改定前 | 改定後 |
|--------|--------------------|------------------------------|
| 事業所の規模 | 常時 500 人超 | 常時 100 人超 |
| 労働時間 | 週の所定労働時間が 20 時間以上 | 変更なし |
| 賃 金 | 月額 88,000 円以上 | 変更なし |
| 勤務期間 | 継続して 1 年以上使用される見込み | 継続して 2 か月を超えて使用される見込み |
| 適用除外 | 学生ではないこと | 変更なし |

<お問い合わせ先>

トヨタ紡織健康保険組合 適用・給付 G 宮野または上田
(外線：0566-26-0305 内線：811-3052)

以上

2022年1月から、健康保険制度の改正により 傷病手当金の支給期間が通算化になりました

これまで

病気やけがで働けない時、1年6か月間「傷病手当金(法定給付)」が支給されますが、支給期間の数は、途中で出勤した日があっても、**暦上の1年6か月**でした。

1月から

途中で出勤した日があり、傷病手当金の支給対象外となっている期間がある場合、**支給期間を通算(合算)して1年6か月になるまで支給**を受けられます。
※2020年7月2日以降に傷病手当金が受けられるようになった方が対象



トヨタ紡織健保には付加給付があり、「傷病手当金付加金」は傷病手当金と同様に支給期間を通算化しますが、その後の「**延長傷病手当金付加金**」は**暦上の3年間で変更はありません。**

〈例〉 がんの治療のため、何度か休職した場合

